

第3章

社会の変化と教育

明治時代を通じて就学率は上昇し、尋常小学校に併設された高等小学校の普及も進みました。こうした状況を受けて明治40年(1907)に小学校令が改正され、義務教育の年限が6年に延長されます。これにより、学費の国庫補助などによる就学率の向上に加えて、高等小学校をはじめとする中等教育、高等教育への進学が促されました。

一方で、日本における工業化の進展とともに、劣悪な環境で低賃金・長時間労働を課せられ、成長を著しく阻害される児童が社会問題となっていました。明治44年に公布され、大正5年(1916)に施行された工場法では、12歳未満の児童の雇用禁止、15歳未満の年少者の長時間労働禁止などが定められています。

大正7年には大学令や高等学校令が公布され、初等、中等教育に加えて高等教育の充実も図られました。

大正時代を通じて、学校の増加や制度の改革など、日本の教育は様々な面での拡充が続きました。その後、昭和6年(1931)の満州事変、昭和12年の盧溝橋事件を契機とした日中戦争の発生とその長期化、昭和13年の国家総動員法の公布など、日本社会は戦時体制に移行していきます。戦時下における様々な生活の抑制は、教育にも影響を及ぼします。空襲被害を避けるため都市部では学童疎開が実施されました。富山は避難してきた児童を受け入れた地域のひとつでした。こうした状況のなか、昭和20年に日本は終戦を迎えました。

関連年表

年(西暦)	月	富山県にかかわる内容	日本の教育にかかわる内容
大正2(1913)	7		「小学校令」改正
大正5(1916)	4	市立富山工業学校開校【現在の富山工業高等学校】	
大正6(1917)	4	師範学校女子部、富山県女子師範学校として独立	
大正7(1918)	4	「小学校令施行細則」を制定 「市町村義務教育費国庫負担施行細則」を制定	
	7～	米騒動が発生	
	12		「大学令」公布 「高等学校令」公布
大正10(1921)	12	蜷川龍夫、富山県師範学校校長に着任	
大正12(1923)	5、7	馬場はる、富山高等学校設立のために県へ寄付	
	9	富山市立小学校8校で秋季学年制実施(～昭和10年)	
	10	富山高等学校設置	
	12	南日恒太郎を富山高等学校校長に任命	
大正13(1924)	4	富山高等学校開校(7年制)【現在の富山大学】	
	6	馬場はる、富山高等学校にヘルン文庫を寄贈	
昭和5(1930)	3	富山県町村会、義務教育費国庫負担の増額を国に要望	
昭和6(1931)	9		満州事変発生
昭和12(1937)	7		盧溝橋事件発生
昭和13(1938)	3		「国家総動員法」公布
昭和16(1941)	3		「国民学校令」公布
	4	県内小学校が国民学校に改称	国民学校発足
	12		アメリカ、イギリスに宣戦布告し、第二次世界大戦に参戦
昭和18(1943)	1		「中等学校令」公布
昭和19(1944)	6		学童疎開の促進を閣議決定
	8～	東京より学童集団疎開(第一次)	
	9		文部省に疎开学童対策協議会設置
昭和20(1945)	3	国吉村の中島庄官氏が大森区から学童集団疎開事務委員を委嘱	「学童疎開強化要綱」が閣議決定
	4～	東京より学童集団疎開(第二次)	
	4		国民学校初等科を除き原則として授業停止
	8		第二次世界大戦終戦

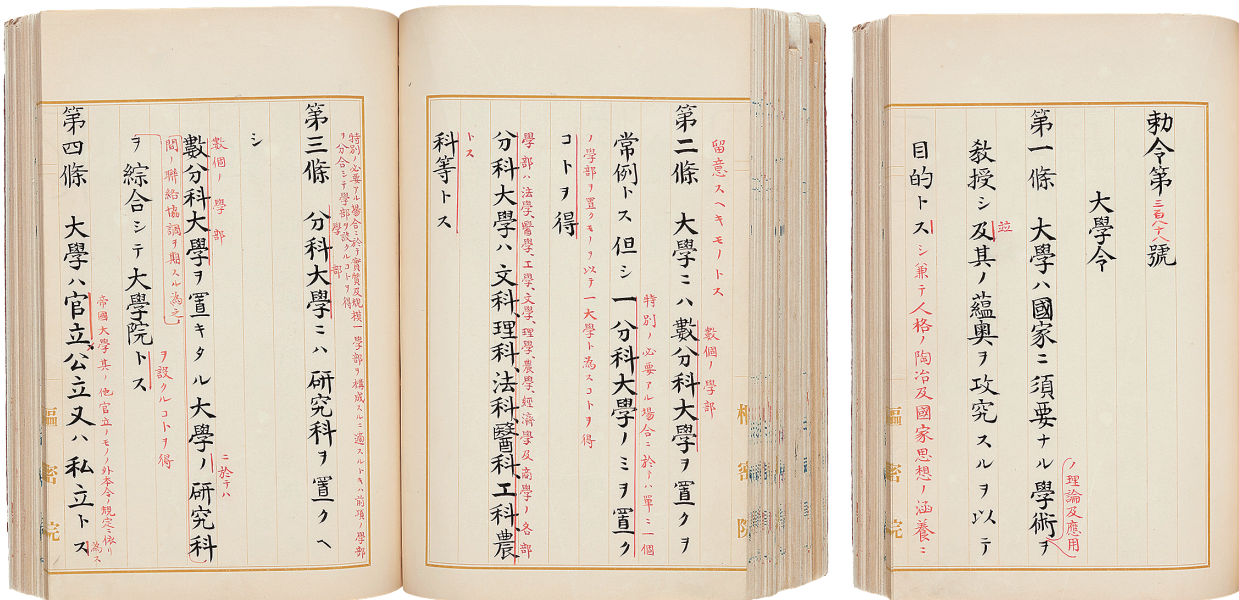
出典「富山県教育史年表」(富山県教育史編さん委員会編『富山県教育史』下巻、昭和47年)



工場法施行令第26条に依り尋常小学校の教科を修了せざる学齢児童の雇用、就学に関し認可の件

大正6年(1917)3月、工場法施行令第二十六条の規定による認可について、内規が定められました。工場法施行令第二十六条は児童の雇用について定めており、尋常小学校の教科を修了していない学齢の児童を雇用する場合、工業主は必要な事項を定め、地方長官の認可を受ける必要がありました。工業主には、認可を受ける条件として、授業時間を確保するための労働時間の制限や修業期間中に修了すべき教育内容などが示されました。

請求番号：平11労働01177100
国立公文書館所蔵



大学令○高等学校令ヲ定メ○中学校令中改正ノ件ハ枢密院ヨリ撤回ス

大正7年(1918)9月に大学令と高等学校令の制定の件が閣議決定され、枢密院に諮詢されます。11月27日には枢密院で条文が修正可決され、内閣に戻されます。その後、12月2日に閣議決定、12月5日に公布されました。資料は11月27日に枢密院から戻された大学令の修正条文で、原案を墨書し、修正を朱書しています。

請求番号：類01293100
国立公文書館所蔵